

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 3 月 5 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 1 号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額 2 - 6 (略)	(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の50</u>)を乗じて得た額の総額 2 - 6 (略)

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,600	228,200	260,800	347,700	387,200	443,200	514,100	572,800
	2	140,700	230,400	262,600	350,000	389,700	445,500		
	3	141,900	232,400	264,400	352,200	392,400	447,600		
	4	143,000	234,300	266,300	354,600	394,900	449,800		
	5	144,100	236,100	268,300	356,900	397,600	451,500		
	6	145,200	237,800	270,500	359,200	400,300	453,300		
	7	146,300	239,600	272,600	361,400	403,100	455,200		
	8	147,400	241,400	274,800	363,700	405,800	457,200		
	9	148,500	243,100	277,100	365,900	408,300	459,100		
	10	149,900	244,900	279,300	368,100	410,700	460,800		
	11	151,200	246,800	281,400	370,200	413,000	462,300		
	12	152,500	248,700	283,600	372,400	415,300	464,100		
	13	153,800	250,300	285,800	374,600	417,400	465,500		
	14	155,300	252,200	287,900	376,800	419,400	467,000		
	15	156,800	253,900	290,000	378,900	421,300	468,400		
	16	158,400	255,700	292,100	381,100	423,300	469,900		
	17	159,700	257,400	294,400	383,400	425,200	471,200		
	18	161,200	259,400	296,600	385,600	427,100	472,500		
	19	162,700	261,300	298,700	387,700	428,900	473,700		
	20	164,200	263,300	300,900	389,900	430,800	474,700		
	21	165,600	265,200	303,100	391,900	432,700	475,500		
	22	168,300	267,100	305,300	393,700	434,300	476,000		
	23	170,900	268,900	307,400	395,300	435,800	476,400		
	24	173,500	270,800	309,600	397,000	437,400	476,800		
	25	176,200	272,700	311,900	398,700	439,000	477,000		
	26	177,900	274,600	314,000	400,200	440,300	477,400		
	27	179,600	276,400	316,100	401,800	441,600	477,800		
	28	181,300	278,300	318,200	403,400	442,900	478,300		
	29	182,800	280,100	320,300	404,900	444,000	478,900		
	30	184,600	282,000	322,400	406,100	445,300	479,300		
	31	186,200	283,800	324,500	407,200	446,500	479,700		
	32	188,000	285,600	326,600	408,400	447,800	480,100		
	33	189,500	287,400	328,600	409,500	448,700	480,600		
	34	191,300	289,300	330,800	410,700	449,500	480,900		
	35	192,900	291,100	332,800	411,900	450,100	481,300		
	36	194,700	293,000	334,900	413,100	450,600	481,700		
	37	195,800	294,600	336,800	414,000	451,000	482,000		
	38	197,500	296,400	338,900	414,700	451,500	482,400		
	39	199,200	298,200	341,000	415,400	451,800	482,800		
	40	200,700	300,000	343,100	416,100	452,200	483,200		
	41	205,000	301,800	345,000	416,800	452,500	483,500	484,500	
	42	206,900	303,500	347,000	417,500	452,800	483,800		
	43	209,000	305,100	349,000	418,100	453,100	484,100		
	44	210,900	306,800	351,000	418,500	453,400	484,300		
	45	212,500	308,500	352,900	419,000	453,600	484,500		
	46	214,200	310,200	354,800	419,300	453,800			
	47	216,200	311,900	356,700	419,500	454,000			
	48	218,200	313,600	358,600	419,700	454,200			
	49	220,000	314,900	360,300	419,900	454,400			
	50	222,100	316,500	361,800	420,100	454,600			
	51	224,200	318,100	363,300	420,300	454,800			
	52	226,200	319,700	364,800	420,500	455,000			

再任用 職員以 外の職 員	53	228,000	321,300	366,100	420,700	455,200			
	54	229,700	322,900	367,200	420,900	455,400			
	55	231,500	324,500	368,300	421,100	455,600			
	56	233,400	326,000	369,400	421,300	455,800			
	57	234,900	327,400	370,300	421,500	456,000			
	58	236,700	328,600	371,400	421,700				
	59	238,400	329,800	372,500	421,900				
	60	240,200	330,900	373,600	422,100				
	61	241,600	331,600	374,400	422,300				
	62	243,100	332,500	375,100	422,500				
	63	244,400	333,400	375,700	422,700				
	64	245,900	334,200	376,400	422,900				
	65	247,300	334,800	376,700	423,100				
	66	248,800	335,500	377,400	423,300				
	67	250,300	336,300	378,100	423,500				
	68	251,900	337,100	378,800	423,700				
	69	253,100	337,800	379,100	423,900				
	70	254,700	338,500	379,800	424,100				
	71	256,300	339,200	380,500	424,300				
	72	257,900	339,900	381,200	424,500				
	73	259,100	340,200	381,800	424,700				
	74	260,500	340,800	382,500					
	75	261,900	341,400	383,200					
	76	263,300	342,000	383,900					
	77	264,500	342,300	384,100					
	78	265,900	342,800	384,500					
	79	267,300	343,300	384,800					
	80	268,700	343,800	385,100					
	81	269,900	344,200	385,400					
	82	271,200	344,700	385,700					
	83	272,500	345,100	386,000					
	84	273,800	345,600	386,300					
	85	274,800	345,800	386,700					
	86	276,100	346,300	387,000					
	87	277,400	346,700	387,400					
	88	278,700	347,200	387,800					
	89	279,800	347,500	388,000					
	90	280,900	348,000	388,200					
	91	282,000	348,500	388,400					
	92	283,100	349,000	388,600					
	93	284,100	349,200	388,800					
	94	285,100	349,500	389,000					
	95	286,100	350,000	389,200					
	96	287,100	350,500	389,400					
	97	287,900	350,700	389,600					
	98	288,800	351,100	389,800					
	99	289,700	351,500	390,000					
	100	290,600	351,700	390,200					
	101	291,500	351,900	390,400					
	102	292,300	352,100						
	103	293,100	352,300						
	104	293,900	352,500						
	105	294,500	352,800						
	106	295,000	353,000						
	107	295,500	353,200						
	108	295,800	353,400						

	109	296, 000	353, 600						
	110	296, 300	353, 800						
	111	296, 600	354, 000						
	112	296, 800	354, 200						
	113	297, 000	354, 400						
	114	297, 400							
	115	297, 800							
	116	298, 200							
	117	298, 400							
	118	298, 700							
	119	299, 000							
	120	299, 300							
	121	299, 600							
	122	300, 000							
	123	300, 400							
	124	300, 600							
	125	300, 800							
	126	301, 200							
	127	301, 400							
	128	301, 600							
	129	301, 800							
	130	302, 000							
	131	302, 200							
	132	302, 400							
	133	302, 600							
	134	302, 800							
	135	303, 000							
	136	303, 200							
	137	303, 400							
	138	303, 600							
	139	303, 800							
	140	304, 000							
	141	304, 200							
	142	304, 400							
	143	304, 600							
	144	304, 800							
	145	305, 000							
	146	305, 200							
	147	305, 400							
	148	305, 600							
	149	305, 800							
	150	306, 000							
	151	306, 200							
	152	306, 400							
	153	306, 600							
	154	306, 800							
	155	307, 000							
	156	307, 200							
	157	307, 400							
再任用 職 員		217, 100	238, 600	261, 500	297, 200	366, 800	383, 600	400, 500	454, 100

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。	第3条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第16条関係） 別紙のとおり 別表第5（第17条関係） 別紙のとおり	別表第4（第16条関係） 別紙のとおり 別表第5（第17条関係） 別紙のとおり

附 則

（施行期日等）

- この規定は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）及び第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「新期末勤勉手当規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(内払)

- 2 新給与規程、新任期付職員規程又は新期末勤勉手当規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前的大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程又は第3条の規定による改正前的大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定に基づいて平成29年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程、新任期付職員規程又は新期末勤勉手当規程の規定による給与の内払とみなす。